

## 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの進行管理について

## 1 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プラン概要

## (1) 東京都保健医療計画について

東京都は、平成元年2月に、健康づくりから疾病の予防、治療及びリハビリテーションに至る保健医療体制の整備を目指すことを基本方針とした「東京都保健医療計画」を策定した。（医療法第30条の4）

その後、東京都保健医療計画は5年ごと（第六次改定（平成30年3月）から6年ごとに変更）に見直しされ、令和6年3月に第七次改定が行われた。この間、平成26年6月には「医療介護総合確保推進法（略称）」が成立し、医療法改正により地域医療構想が導入され、都道府県は2025年（令和7年）の病床数の必要量と、その達成に向けた事項を定めることとされた。

平成28年7月に策定された東京都地域医療構想は「東京の2025年の医療〜グランドデザイン〜」として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を描き、都民、行政、医療機関、保険者など、医療・介護・福祉等に関わる全ての人が協力し、将来にわたり東京都の医療提供体制を維持・発展させていく方針とされた。

平成30年3月の東京都保健医療計画の第六次改定では、東京都地域医療構想で掲げた「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を計画の基本理念とし、東京都地域医療構想を保健医療計画に一体化させた。

また、第六次改定では、3年ごとに改定する介護保険事業支援計画（都においては「東京都高齢者保健福祉計画」）と整合性の確保を図るため、計画期間を従前の5年から6年に変更し、在宅療養等については、3年ごとに見直しを行うこととした。

第7次計画の中間年に当たる令和2年度には中間見直しを行い、在宅療養や、新型コロナ対応を踏まえた感染症対策などについて、計画に追記・修正を行い、令和3年7月、第7次計画の追補版として、東京都保健医療計画中間見直しを公表した。

東京都保健医療計画（第七次改定）は、基本理念である「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向け、4つの基本目標（「高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展」、「東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築」、「地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」、「安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成」）に加え、5つ目の基本目標として「有事にも機能する医療提供体制の強化」を新たに追加した。

## (2) 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プラン策定の趣旨

東京都島しょ保健医療圏では、この東京都保健医療計画（第七次改定）や東京都健康推進プラン21（第三次改定）等を踏まえ、島しょ圏域の保健医療に関する現状と課題を明らかにするとともに、その取組目標を示し、保健所、町村、保健医療機関等が島民の参加を促進しながら、それぞれの役割分担に応じた連携と協働を図りつつ圏域の保健医療を総合的に推進するため、「島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定している。

東京都保健医療計画（第七次改定）が令和6年3月に改定されたことから、推進プランを令和7年1月に改定した。

### (3) 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの期間

推進プランは、**令和6年度から6か年間**を対象とする。

### (4) 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの構成

推進プランは、最近の保健医療の状況を記述した「**総論**」と島しょ圏域における各町村の課題や今後の取組等を記載した「**各論**」から構成されている。

## 2 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの進行管理

### (1) 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの周知と情報提供

**推進プラン**は、島しょ圏域で生活する島民の健康や暮らしの安全に深くかかわる内容となっている。そのため、推進プランの内容について幅広く**周知**を図り、多くの人や機関・団体に**情報提供**して、着実に実行していく必要がある。

### (2) 島民、機関・団体、行政の協力と連携

**島民、機関・団体（医療機関、保健・医療・福祉関係団体等）と行政**が島民のニーズに対応した適切なサービスを提供し、島しょ圏域が抱える保健医療の諸課題を解決していくためには、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に**協力・連携**しながら誰もが安心して生活できる島しょ圏域の実現を目指していく必要がある。

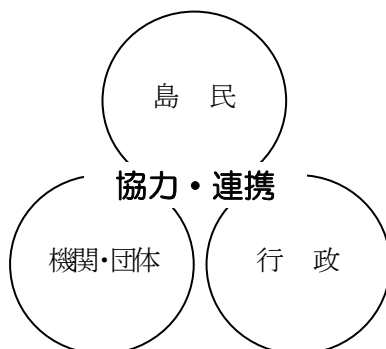
限られた社会資源を有効に活用し保健・医療・福祉の各分野における情報ネットワークを充実させながら推進プランを実行することによって、島しょ圏域における島民の健康や暮らしの安全が確保される。

### (3) 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの実行と評価・進行管理

これからは、**推進プラン**の内容について、6年間の計画期間内における各町村連携会議や島しょ地域保健医療協議会で意見交換や議論を行い、推進プランの周知と情報提供を行うとともに、**島民、機関・団体（医療機関、保健・医療・福祉関係団体等）と行政**が相互に**協力と連携**を深めていく。

また、推進プランの進捗状況については、計画期間内における各町村連携会議や島しょ地域保健医療協議会で**中間評価（令和9年度）**と**最終評価（令和12年度）**を行い、島しょ圏域における保健・医療・福祉サービスの質の向上につなげていく。

## 周知・情報提供、協力・連携そして実行



## 評価・進行管理

